

証券コード 7985
2022年6月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目4番2号

ネポン株式会社
代表取締役社長 福田 晴久

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始予定午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号（渋谷マークシティ内）
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがございます。

議決権の行使は郵送で行い、当日のご来場は感染回避のため、自粛をご検討ください。

【ご注意事項】

- ◎株主総会へのご出席に際しましては、開会時刻間際になりますと会場受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。なお、体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任するに限られます。この場合代理権を証明する書面の提出が必要となります。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nepon.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nepon.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 連結注記表 ② 個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の出現による感染拡大に対する懸念に加えて、ロシアのウクライナ侵攻による経済情勢の変化、さらに半導体不足等の製造部品供給制約及び鋼材価格の上昇が重なり依然として厳しい状況であり、先行きについて不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経営環境の中で、当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ)は『お客様が求める環境作りのために私たち(社員)はお客様の声を起点に農と住の明日を創造する会社を目指します』を事業骨子とし、引き続き販売力の強化や新製品の開発に取り組んでまいりました。

当社グループが主力としております熱機器事業の農用機器は、コロナ禍における営業活動制限下での持続的な販売活動の積み重ね等により、施設工事及び機器工事受注が伸び、前年に比べ売上高が増加いたしました。

その結果、総売上高は74億8千5百万円(前年比3.1%増)となりました。

損益面においては、鋼材価格等の上昇影響や優先度の高い研究開発に人員を注力したことにより支出増となりましたが売上高の増加により、営業利益は2億5千4百万円(前年比3.3%増)、経常利益は2億6千8百万円(前年比3.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券の売却による特別利益を計上したことにより2億1千9百万円(前年比30.3%増)と、前年を上回る結果となりました。

次にセグメント別売上状況についてご報告申し上げます。

セグメント別売上高

(単位：千円)

事業	2022年3月期 (当連結会計年度) 第75期		2021年3月期 (前連結会計年度) 第74期		対前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
熱機器事業	6,973,275	93.2%	6,727,939	92.7%	245,335	3.6%
衛生機器事業	460,250	6.1%	494,982	6.8%	△34,732	△7.0%
その他事業	51,642	0.7%	34,628	0.5%	17,014	49.1%
合計	7,485,168	100.0%	7,257,550	100.0%	227,617	3.1%

熱機器事業

当社グループが主力としております熱機器事業の農用機器は、コロナ禍における営業活動制限下での持続的な販売活動の積み重ね等により、施設工事及び機器工事受注が伸び、熱機器事業の売上高は69億7千3百万円(前年比3.6%増)となりました。

衛生機器事業

衛生機器事業においては、富士山を始めとする公衆トイレ等の定期保守点検サービスの増強等があるものの、簡易水洗便器市場の縮小により、売上高は4億6千万円(前年比7.0%減)となりました。

その他事業

その他事業においては、農産物販売の増加等により売上高は5千1百万円(前年比49.1%増)となりました。

次期(2022年4月1日～2023年3月31日)の見通し

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、半導体不足等による製造部品供給制約、さらにロシア・ウクライナ情勢による資源高、急激な為替の変動など不確定要素が多く、先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中で、お客様を第一に考えた新製品の開発や国内及び近隣諸国を含めた販売戦略の拡大や収益の向上に取り組む所存であります。

次期の業績見通しとしては、引き続き売上高80億円、営業利益3億1千4百万円、経常利益3億2千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2億1千万円を見込んでおります。

② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

特筆すべき設備投資はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2019年3月期 第72期	2020年3月期 第73期	2021年3月期 第74期	2022年3月期 (当連結会計年度) 第75期
売上高(千円)	8,118,816	8,234,370	7,257,550	7,485,168
経常利益(千円)	127,441	240,666	258,998	268,724
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	52,535	189,339	168,016	219,005
1株当たり当期純利益(円)	43.87	158.11	140.31	198.16
総資産(千円)	6,915,457	6,910,413	6,544,185	6,584,773
純資産(千円)	2,194,979	2,389,352	2,526,413	2,356,365
1株当たり純資産額(円)	1,832.89	1,995.28	2,109.82	2,460.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式数を除く)により算出しております。
2. 2018年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため、第72期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2019年3月期 第72期	2020年3月期 第73期	2021年3月期 第74期	2022年3月期 (当事業年度) 第75期
売上高(千円)	8,087,902	8,217,138	7,199,171	7,439,671
経常利益(千円)	121,788	241,691	253,717	265,007
当期純利益(千円)	48,239	190,341	162,837	206,498
1株当たり当期純利益(円)	40.28	158.94	135.98	186.85
総資産(千円)	6,921,568	6,897,232	6,532,588	6,540,619
純資産(千円)	2,191,372	2,354,734	2,491,532	2,312,228
1株当たり純資産額(円)	1,829.87	1,966.37	2,080.69	2,414.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式数を除く)により算出しております。
2. 2018年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため、第72期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
NEPON (Thailand) Co., Ltd.	2,000千タイバーツ	49.0%	熱機器製品の仕入、販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他の重要な事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、底打ち感はあるものの施設園芸業界における設備投資の減退、また資材の高騰による原価の上昇により、厳しい状況が続くものと予想しております。以下の重点項目を更に強化することにより収益力の向上及び経営体質の強化を図ってまいります。

① 従業員の育成

全従業員への経営理念の徹底は勿論のこと、業務に対する意識の高揚、スキルアップを第一の重点課題として取り上げ、体質改善に取り組みます。また総合力の向上を目的に取り組み、各業務の標準化を進め、情報・ノウハウの共有化を強化すると同時に各部門、各個人間の業務を円滑且つスピーディーに対処できる組織作りに努めます。

今後当社グループは栽培ノウハウ（植物生理）を蓄積するべきと定め、既存の「熱と流体を制御する技術」に付加する形で向上させ、競争力の強化を図ります。

② サプライチェーンの強化

国内では「必要なものを、必要なときに、必要なだけ生産する」受注生産方式を実施しております。引き続き、受注生産方式及び営業支援システムを連携させ、IoTや産業用ロボットを活用することで、これまで以上にリードタイムを短縮し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

海外においては、タイ国の子会社及び近隣諸国とのグローバルなサプライチェーンの強化と商流の見直し等により、安定的な生産体制の構築を図ってまいります。

③ コスト低減の徹底

先に記載したサプライチェーンにおいて、直接、間接部門を問わず全社でコスト低減に取り組んでおります。コスト低減を進める一方、引き続き、品質をより向上させる目的で当社の品質管理システムを見直し、再構築いたします。更に熱機器事業の生産の一部をタイ国に移管し、低コストで安定的な供給に取り組みつつ、協力会社等の調達先の監査・指導を強化することにより、品質の向上と協力関係の強化を図ります。

④ メンテナンス・サービスの強化

サービスセンター構想を継続して推進することにより、メンテナンス・サービス部門の人員及びスキルを更に増強し、顧客満足度と収益を向上させ企業価値を高めます。

⑤ マーケティングの拡充

顧客満足度の向上を目的に施設園芸用温風暖房機（ハウスカオンキ）の主要な部品である缶体（燃焼室）の10年保証制度を行っております。この制度を活用することにより、購入した顧客に対し一層の「安心・安全」を提供するとともに、顧客の機械の使用状況、栽培作物等についての情報を体系化し今後の製品開発に活かします。また、海外市場では東南アジア諸国において、施設園芸の拡充に取り組んでいきます。

⑥ 環境問題への取組みについて

温室効果ガスの削減対策として、地球環境にやさしい環境配慮型製品の開発及び販売を実施しております。また、老朽設備の更新及び生産現場におけるCO₂排出削減に取り組んでおります。将来においては温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、製品の環境性能の向上、製造・物流・販売活動等の事業活動において、さらに環境負荷低減を進めてまいります。

⑦ 内部統制の取組みについて

当社では「内部監査室」と「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。「コンプライアンス・リスク管理委員会」内部には「情報管理室」、「環境推進室」、「危機管理対策室」を併設し、全ての従業員が法令順守はもとより、社会規範、倫理観を共有するよう推進します。企業の透明性を高め、全てのステークホルダーから信頼され得る職務の執行、行動を心掛け、健全な企業運営に努めます。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（2022年3月31日現在）

当社グループは、熱機器及び衛生機器等の製造販売並びにこれらに伴う付帯工事の設計施工を行うとともに、アフターサービス業務を行っております。

当連結会計年度における、各事業に係る主な事業内容は概ね次のとおりであります。

事	業	主 要 な 製 品 等
熱機器事業	農用機器	施設園芸用温風暖房機（ハウスカオンキ） 施設園芸用ヒートポンプ（ネポンググリーンパッケージ・誰でもヒーポン） 地熱水利用温風発生装置（グリーンソーラ） 施設園芸用温水ボイラ（ハウスボイラ） 光合成促進機（グローエア） 施設園芸用ファン 施設園芸用複合環境制御装置 施設園芸用温室天窓開閉装置 乾燥用熱風発生機（カワイター） 施設園芸冷暖房工事 農業機器の関連サービス 農業ICTクラウドサービス（Chabu-Dai）
	汎用機器	ビル・工場用温風暖房機（熱風炉） 業務用温水ボイラ（オートカン） 工場用温風暖房機（ヒートトップ） 無圧式温水発生機（シンクロヒータ） 融雪・給湯・暖房・多目的ボイラ（ヒートクイック） コインシャワー装置 給湯・暖房工事 汎用機器の関連サービス
衛生機器事業		泡洗式簡易水洗便器（パールトイレ） 水洗式簡易水洗便器（プリティーナ） 温水洗浄便座（プリティシャワー） パールトイレ用界面活性剤（ネポノール） 業務用トイレシステム 便槽、ポンプアップ槽、中継槽、雨水槽 衛生工事 衛生機器の関連サービス
その他事業		農産物販売 搬送機器サービス等

(6) 企業集団の主要な事業所、営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	: 東京都渋谷区
札幌営業所	: 北海道札幌市
さいたま営業所	: 埼玉県さいたま市
名古屋営業所	: 愛知県名古屋市
高松営業所	: 香川県高松市
福岡営業所	: 福岡県太宰府市
事業所及び工場	: 神奈川県厚木市

② 子会社

NEPON(Thailand)Co.,Ltd. : タイ バンコク

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
252 (51) 名	△18 (+2) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
246 (50) 名	△16 (+2) 名	43.0歳	15.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,168,362千円
株式会社みずほ銀行	236,772
株式会社きらぼし銀行	236,140
株式会社三十三銀行	41,616
株式会社りそな銀行	17,533
株式会社横浜銀行	16,840

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,400,000株

(2) 発行済株式の総数 962,948株

(注) 2021年11月5日開催の臨時取締役会決議により、2021年11月8日付けで自己株式239,900株を取得、2021年11月19日付けでその全てを消却いたしました。これにより、普通株式の発行済株式総数は962,948株となっております。

(3) 株主数 731名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
佐藤商事株式会社	120	12.53
ネポソ共栄会	62	6.47
福田晴久	60	6.37
福田公一	52	5.47
株式会社三井住友銀行	47	4.97
ユニテック株式会社	31	3.26
株式会社きらぼし銀行	29	3.08
日興通信株式会社	24	2.56
鈴木愛子	23	2.49
株式会社高原興産	23	2.46

(注) 持株比率は自己株式 (5,407株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	福田 晴久	代表執行役員
取締役	関口 昌行	執行役員営業本部長
取締役	捧 渡	執行役員管理本部長
取締役	柳田 隆治	佐藤商事株式会社統括部長
監査役	刈込 修一	(常勤) 大川法律事務所代表
監査役	大川 康平	イー・ガーディアン株式会社取締役 (監査等委員)
監査役	小林 昇	小林昇税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役柳田隆治氏は社外取締役であります。
2. 監査役大川康平、小林昇の両氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役刈込修一氏は当社の法務・知的財産部門に長年にわたり契約等法律行為に従事し、法務・知的財産に関する専門的な知識と豊富な実務経験を有しております。
4. 監査役大川康平氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役小林昇氏は税理士として培われた専門的な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2004年7月1日より執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の様況
執行役員	丹 恭一	海外事業部長 NEPON(Thailand)Co.,Ltd. 代表取締役社長
執行役員	柿沼 秀一	生産本部長
執行役員	樋爪 達也	開発本部長

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役柳田隆治、監査役大川康平、監査役小林昇の3氏とも1,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金又は訴訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	78,840千円 (360千円)	78,840千円 (360千円)	— (—)	— (—)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	9,000千円 (4,800千円)	9,000千円 (4,800千円)	— (—)	— (—)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	87,840千円 (5,160千円)	87,840千円 (5,160千円)	— (—)	— (—)	7名 (3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第45回定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。なお、決議当時の取締役総数は12名）、監査役の報酬限度額は、1982年8月27日開催の第35回定時株主総会において年額20,000千円以内（なお、決議当時の監査役総数は2名）と決議いただいております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

①取締役の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて決定（個人別の報酬の額については取締役会で取締役社長に一任することを決定）
②【業績連動報酬等がある場合】業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> 業績連動報酬等はないため、現時点では方針を定めない。発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。
③【非金銭報酬等がある場合】非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> 非金銭報酬等はないため、現時点では方針を定めない。発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。
④基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では基本報酬（固定報酬）のみであるため、取締役の個人別の報酬等の額全体に対する基本報酬（固定報酬）の額の割合を100%とする。今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等が発生する際には改めて割合について決定方針を定めるものとする。
⑤取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では基本報酬（固定報酬）のみであるため、毎月、一定額を支給するものとする。
⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役（社長等）に委任するときは、当該取締役（社長等）の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会決議により個人別の報酬等の内容についての決定を取締役社長に委任している。 取締役社長 福田 晴久 委任する権限の内容：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定 当該権限が適切に行使されるようにするため、取締役会決議前に社内稟議にて全役員の報酬額を個別に確認することにより、報酬内容の適正性を確保することにしてしている。
⑦取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ⑥に記載以外特になし
⑧その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役柳田隆治氏は佐藤商事株式会社の統括部長を兼務しております。
佐藤商事株式会社は当社の筆頭株主であります。

監査役大川康平氏は弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、大川法律事務所の代表及びイー・ガーディアン株式会社の取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と大川法律事務所及びイー・ガーディアン株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役小林昇氏は税理士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、小林昇税理士事務所の代表を兼務しております。当社と小林昇税理士事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会			監 査 役 会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取締役 柳 田 隆 治	13回	13回	100%			
監査役 大 川 康 平	13回	13回	100%	11回	11回	100%
監査役 小 林 昇	13回	13回	100%	11回	11回	100%

- (注) 1. 取締役柳田隆治氏は、現在佐藤商事株式会社統括部長であり、企業経営・事業戦略に関する豊富な実務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・正当性を確保するため、助言・提言を行っております。
2. 監査役大川康平氏は弁護士としての企業法務の実務経験から、監査役小林昇氏は税理士としての実務経験から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・正当性を確保するため、助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 清明監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,800千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社子会社のNEPON (Thailand) Co.,Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清明監査法人は、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令に定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制やその他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はすべての取締役及び従業員が企業人・社会人としてコンプライアンス（法令順守）はもとより、社会規範、倫理観を共有し、社会及び市場から信頼され得る職務の執行、行動を常に心がけ、健全な企業体制を構築するよう努めます。

上記の体制を確立するために当社は以下のことを具体的に定めております。

- ① コンプライアンスを全社的に統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、CR委員会という）」を設置しております。当組織は社長を委員長とし、各取締役、法務担当者を中心とする各担当を核とし、必要に応じ弁護士、公認会計士も参加できる体制とし、コンプライアンスの推進、研修、教育、及び倫理的な問題提起や議論を通じ、健全な企業体制を構築することに努めます。
- ② コンプライアンス違反のチェック体制として、コンプライアンスに関する相談、報告窓口を設置し、不正行為等に関する相談・報告は社員の義務として定めており、相談・報告者は社内的に保護します。
また、内部監査室より経営者に対し、内部監査結果を年に1回報告しております。
- ③ 管理職教育を定期的に行い、就業規則、社内規程の周知徹底を図り、各段階で透明性を高め、チェック機能が有効に機能するように努めます。更に役職、資格・等級及び役割を明確化させ、決裁可能範囲の可視化を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録等法令で定められているものをはじめ、社内文書に関しましても「文書管理規程」の定めに基づき適正に管理しております。

また、責任、権限、役割を見直し、共通決裁事項の平準化と決裁基準及び稟議規程の整備、電子化により一元管理を行い、必要な情報の管理、共有化を図るとともに情報セキュリティの強化、迅速なデータ提供の実現に努めます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理体制において、リスク回避・発生の予防及び事後の対応・体制の二点に重点を置き、「コンプライアンス・リスク管理規程（以下、CR管理規程という）」を策定し法令的な事項、製造物に対する責任及びリスク管理に関しては「CR委員会」、その他に関しては「経営会議」にて「CR管理規程」に従い随時検討しリスク回避・発生の予防に努めております。

また、危機等発生時はCR委員会の招集による「危機管理対策室」にて対応する体制となっております。

事後の経済的リスクの回避については定期的に外部の専門家と協議し、対処しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は効率的に取締役が職務を執行するために、担当取締役制を採用するとともに職務権限規程、各部決裁基準、職務分掌により職務の権限の範囲を明確にしております。

また、取締役会にて執行役員を任命し、取締役会の業務執行をより迅速、効率的に執行できる体制を構築しています。その他業務執行に関わるより具体的な執行手順を検討するため、取締役会の下に各本部長以上のメンバーによる「経営会議」を設置して迅速な意思決定を行っています。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の要請又は必要に応じて監査役の職務を補助するため監査事務局を設置し、監査役の業務を補助するため使用人を置くこととします。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査事務局の使用人はその独立性確保のため、使用人の任命には事前に監査役会の同意を得るものとし、指揮、命令に関しては監査役以外に服さないものとしします。

また、その人事考課については常勤監査役が行い、使用人の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとしします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社の業績の低下に著しく影響を与えたもの、会社の信用低下に著しく影響を与えたもの及び各々恐れのあるものについては、直ちに監査役に対し報告するものとしします。

また、監査役は取締役会やその他必要に応じて重要な意思決定会議に出席するとともに、重要な決定事項については、取締役は定期的に監査役会に報告するものとしします。

(8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、社外監査役の選任に当たり、実効性を確保するためにその候補者は経済的にも職務的にも独立性を確保できる人物を選定いたします。

また、監査役、会計監査人との情報交換、意見交換等を密に行う体制を確保します。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,622,470	流 動 負 債	2,607,409
現金及び預金	432,322	支払手形及び買掛金	1,164,757
受取手形及び売掛金	2,874,964	短期借入金	650,000
商品及び製品	281,994	1年内返済予定の長期借入金	406,381
仕 掛 品	131,675	リ ー ス 債 務	1,146
原材料及び貯蔵品	842,346	未払法人税等	44,251
そ の 他	59,501	賞与引当金	98,183
貸倒引当金	△333	製品保証引当金	11,842
固 定 資 産	1,962,302	そ の 他	230,847
有形固定資産	1,194,420	固 定 負 債	1,620,998
建物及び構築物(純額)	729,300	長期借入金	660,882
機械装置及び運搬具(純額)	121,301	リ ー ス 債 務	675
土 地	224,401	役員退職慰労引当金	43,350
リース資産(純額)	1,790	退職給付に係る負債	890,699
建設仮勘定	24,320	資産除去債務	14,080
その他(純額)	93,306	そ の 他	11,311
無形固定資産	112,923	負 債 合 計	4,228,408
投資その他の資産	654,959	純 資 産 の 部	
投資有価証券	67,734	株 主 資 本	2,320,184
繰延税金資産	373,241	資 本 金	601,424
退職給付に係る資産	78,047	資 本 剰 余 金	150,601
そ の 他	135,962	利 益 剰 余 金	1,577,140
貸倒引当金	△26	自 己 株 式	△8,980
資産合計	6,584,773	その他の包括利益累計額	36,180
		その他有価証券評価差額金	2,863
		為替換算調整勘定	△11,807
		退職給付に係る調整累計額	45,124
		純 資 産 合 計	2,356,365
		負債・純資産合計	6,584,773

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,485,168
売上原価		4,764,421
売上総利益		2,720,747
販売費及び一般管理費		2,466,123
営業利益		254,623
営業外収益		
受取利息	926	
受取配当金	2,654	
受取地代家賃	8,400	
貸倒引当金戻入	9,309	
補助金収入	6,297	
その他	5,546	33,134
営業外費用		
支払利息	15,707	
為替差損	1,823	
その他	1,501	19,032
経常利益		268,724
特別利益		
投資有価証券売却益	33,065	33,065
特別損失		
固定資産除却損	4,603	4,603
税金等調整前当期純利益		297,187
法人税、住民税及び事業税	53,113	
法人税等調整額	25,068	78,182
当期純利益		219,005
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		219,005

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日期首残高	601,424	480,463	1,394,058	△8,965	2,466,980
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△35,923		△35,923
親会社株主に帰属する 当期純利益			219,005		219,005
自己株式の取得				△329,877	△329,877
自己株式の消却		△329,862		329,862	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△329,862	183,081	△14	△146,795
2022年3月31日期末残高	601,424	150,601	1,577,140	△8,980	2,320,184

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額		
2021年4月1日期首残高	22,865	△7,353	43,921	59,433	—	2,526,413
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△35,923
親会社株主に帰属する 当期純利益						219,005
自己株式の取得						△329,877
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△20,001	△4,454	1,202	△23,252		△23,252
連結会計年度中の変動額合計	△20,001	△4,454	1,202	△23,252	—	△170,048
2022年3月31日期末残高	2,863	△11,807	45,124	36,180	—	2,356,365

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,533,770	流 動 負 債	2,568,896
現金及び預金	375,276	支払手形	172,962
受取手形	356,107	電子記録債務	521,187
電子記録債権	542,783	買掛金	299,625
売掛金	1,205,306	工事未払金	138,534
完成工事未収入金	769,396	短期借入金	650,000
商品及び製品	264,805	1年内返済予定の長期借入金	406,381
仕掛品	105,189	リース債務	1,146
未成工事支出金	26,486	未払金	30,318
原材料及び貯蔵品	842,346	未払費用	121,344
前払費用	31,881	未払法人税等	44,251
未収入金	11,338	未払消費税等	20,527
その他	3,184	前受金	549
貸倒引当金	△333	預り金	10,863
固 定 資 産	2,006,849	前受収益	700
有 形 固 定 資 産	1,194,420	賞与引当金	98,183
建築物	604,819	製品保証引当金	11,842
構築物	124,480	その他	40,478
機械及び装置	119,935	固 定 負 債	1,659,494
車両及び運搬具	1,365	長期借入金	660,882
工具器具及び備品	93,306	リース債務	675
土地	224,401	退職給付引当金	929,195
リース資産	1,790	役員退職慰労引当金	43,350
建設仮勘定	24,320	資産除去債務	14,080
無 形 固 定 資 産	112,923	その他	11,311
ソフトウェア	109,318	負 債 合 計	4,228,391
電話加入権	3,604	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	699,505	株主資本	2,309,364
投資有価証券	67,734	資本金	601,424
出資金	849	資本剰余金	150,601
関係会社長期貸付金	117,452	資本準備金	116,003
破産更生債権等	1	その他資本剰余金	34,597
長期前払費用	7,297	利 益 剰 余 金	1,566,320
繰延税金資産	384,367	その他利益剰余金	1,566,320
保険積立金	59,503	繰越利益剰余金	1,566,320
会員権	29,269	自 己 株 式	△8,980
前払年金費用	53,198	評価・換算差額等	
その他	38,584	その他有価証券評価差額金	2,863
貸倒引当金	△58,753	純 資 産 合 計	2,312,228
資 産 合 計	6,540,619	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,540,619

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
製 品 売 上 高	5,604,538	
完 成 工 事 高	1,835,133	7,439,671
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	3,492,277	
完 成 工 事 原 価	1,215,086	4,707,364
売 上 総 利 益		2,732,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,485,108
営 業 利 益		247,198
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,210	
受 取 地 代 家 賃	8,400	
貸 倒 引 当 金 戻 入	12,914	
補 助 金 収 入	6,297	
そ の 他	5,020	36,841
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,707	
そ の 他	3,325	19,032
経 常 利 益		265,007
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33,065	33,065
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,603	4,603
税 引 前 当 期 純 利 益		293,470
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	53,113	
法 人 税 等 調 整 額	33,858	86,971
当 期 純 利 益		206,498

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2021年4月1日期首残高	601,424	445,865	34,597	480,463	1,395,745	1,395,745	△8,965	2,468,667
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				—	△35,923	△35,923		△35,923
当 期 純 利 益				—	206,498	206,498		206,498
自己株式の取得				—		—	△329,877	△329,877
自己株式の消却		△329,862		△329,862		—	329,862	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—		—		—
当期変動額合計	—	△329,862	—	△329,862	170,574	170,574	△14	△159,302
2022年3月31日期末残高	601,424	116,003	34,597	150,601	1,566,320	1,566,320	△8,980	2,309,364

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日期首残高	22,865	22,865	2,491,532
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△35,923
当 期 純 利 益			206,498
自己株式の取得			△329,877
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,001	△20,001	△20,001
当期変動額合計	△20,001	△20,001	△179,303
2022年3月31日期末残高	2,863	2,863	2,312,228

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

ネポン株式会社
取締役会 御中

清明監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 貞 國 鎮
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加 賀 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネポン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネポン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

ネポン株式会社
取締役会 御中

清明監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	貞 國	鎮
指定社員 業務執行社員	公認会計士	加 賀	聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネポン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

ネポン株式会社 監査役会

常勤監査役 刈込修一 ⑩

社外監査役 大川康平 ⑩

社外監査役 小林昇 ⑩

(注) 監査役大川康平及び監査役小林昇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財務の状況や今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金38円
総額 金36,386,558円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度導入の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="826 275 938 320"><u>(附則)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="794 342 1398 779">1. <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <li data-bbox="794 801 1398 1115">2. <u>前項の規定にかかわらず、6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> <li data-bbox="794 1137 1398 1440">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	福田晴久 (1971年7月9日)	1998年4月 富士電機株式会社入社 2000年3月 当社入社 2002年10月 専務取締役 2006年6月 代表取締役社長 2006年7月 代表取締役社長兼代表執行役員 (現任)	60,982株
2	関口昌行 (1961年11月23日)	1986年4月 当社入社 2009年10月 生産本部長 2010年6月 執行役員生産本部長 2011年6月 執行役員生産本部長兼品質保証部 担当 2014年4月 執行役員営業本部長 2014年6月 取締役兼執行役員営業本部長 (現 任)	2,000株
3	捧渡 (1962年7月18日)	1985年4月 株式会社住友銀行入行 (現 株式 会社三井住友銀行) 2001年4月 同行札幌法人営業部融資オフィサ ー兼札幌支店副支店長 2004年2月 同行本店調査役 2006年4月 同行法人企業統括部部長代理 2013年8月 当社管理本部資金部副部長 2014年4月 管理本部資金部長 2014年6月 取締役兼執行役員管理本部長 (現 任)	2,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	やなぎ だ りゅう じ 柳田隆治 (1969年12月2日)	2000年6月 佐藤商事株式会社入社 2007年4月 同社神奈川支店第一課長 2011年4月 同社神奈川支店長 2015年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 佐藤商事株式会社統括部長(現任)	200株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 柳田隆治氏は社外取締役候補者であります。同氏は現在佐藤商事株式会社統括部長であり、企業経営・事業戦略に関する豊富な実務経験から社外取締役をお願いするものであります。
3. 柳田隆治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は柳田隆治氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金又は訴訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

以上

メ モ

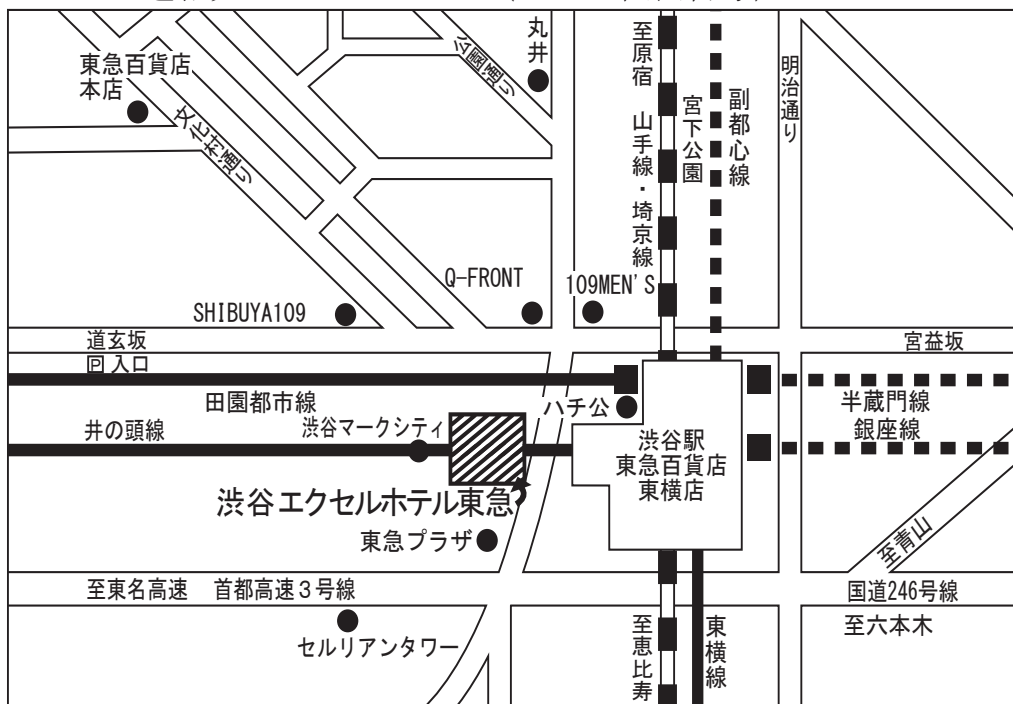
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

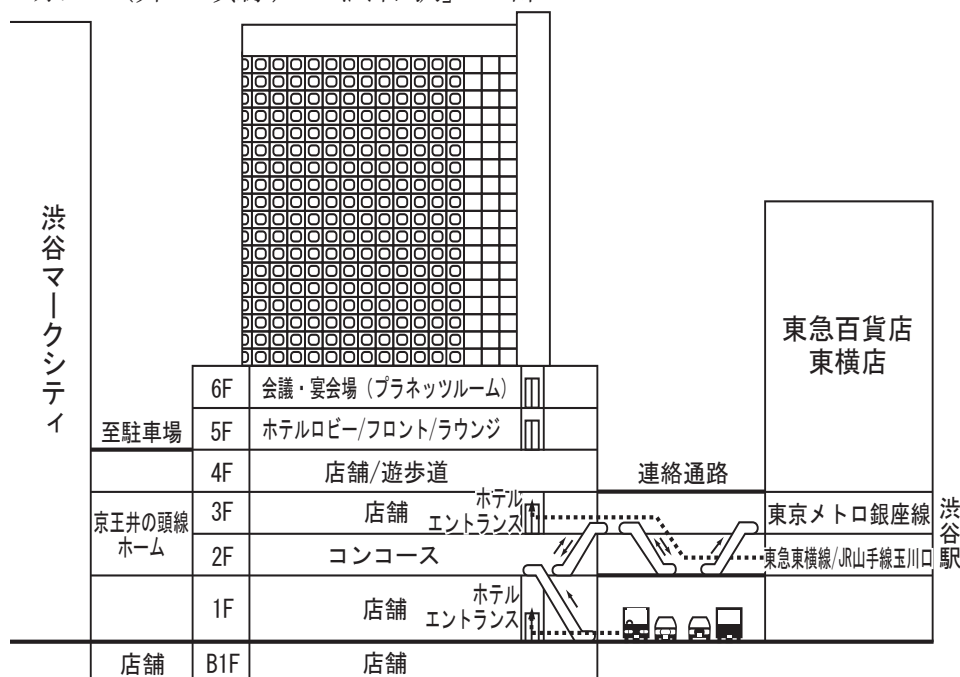
株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内
 渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルーム
 連絡先：03-5457-0109（ホテル代表番号）



交通のご案内

- JR（山手線・埼京線）・東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）・東急（東横線・田園都市線）「渋谷駅」直結
- 京王（井の頭線）「渋谷駅」上部



- 1階又は3階からエクセルホテル専用エレベーターにて6階にお越しくください。（午前9時までは会場フロアに入れません。）